

公 告

向日市まちづくり条例第15条の規定により、テーマ型まちづくり協議会として認定したので公告します。

平成24年 8月 6日

向日市長 久 嶋 務

1 申請者

住所 向日市寺戸町古城6-33
氏名 永井 三千代

2 協議会の名称

富永屋の会・グループとみじん
会長 長谷川 澄夫

3 協議会の設置目的及びテーマ内容

向日町富永屋を核とした西国街道町並み活性化

西国街道沿いの向日町の草分けの一軒で、歴史的建造物である富永屋の風景を守り、それを活用してさまざまな事業に取り組み、向日市の歴史・文化を発信する。

4 協議会の活動地区

向日市寺戸町（協議会の所在地での活動を中心に全域に及ぶ）

公 告

向日市まちづくり条例第17条の規定により、テーマ型まちづくり協議会の認定を取り消したので公告します。

令和元年 7月17日

向日市長 安 田 守

1 協議会の名称

富永屋の会・グループとみじん（平成24年8月6日認定 第5号）

2 認定取り消しの理由

協議会より、認定取消しの届出があったため。